

※あなたの田んぼがピンチです！
 「水張りしないと、転作の交付金が出なくなります」
 耕作を人をお願いしている方もご注意ください！！

国は、水田の転作に対して支払われる「水田活用の直接支払交付金」について、令和4年度から令和8年度までの間に一度も水張りを行わない水田は、令和9年度から交付金の対象としない旨の方針（5年水張りルール）を決定しています。

交付金の対象水田として維持するには、5年に一度の水張りが必要となりますので、令和4年度から一度も水張りをしていない方は、「水稲作付け」か、「一か月以上の水張り」を検討してください。

※一度交付金対象外になった農地は、R9年度以降に水張りをして、交付対象水田には戻りません（耕作を人をお願いしている方も、交付金が出ない水田は次の借り手が見つかりにくくなりますので、くれぐれもご注意ください）。

水張りした水田とは？

- ①主食用米、加工用米、飼料用米、輸出用米、WCS用稲を作付けた水田
または
 - ②一か月以上湛水管理を行い、かつ連作障害の影響がないことが確認できる水田
- ※ほ場全体ではなく、割田などによる**部分的な水張りは対象外**となります。

水張りの確認方法は？

- | | |
|--------|--|
| ①の確認方法 | 営農計画書の提出、協議会による現地確認等 |
| ②の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・「水張り管理簿」の提出 ・水張り時（代掻き後）と一か月以上後の写真を撮影（各自5年間保管、提出不要） |
| ○ 対象ほ場 | 一か月以上水張りをする水田
（作物の有無、種類は問いません） |
| ○ 提出時期 | 水張り開始時 |
| ○ 提出書類 | 水張り管理簿
（水張り期間、水張りした水田の所在地等を記入） |
| ○ 提出先 | 伊那市役所農政課・各総合支所・各支所、
JA 上伊那中部営農センター |

○ その他

- 水張り時（代掻き後）と一か月以上後の写真を撮影し、各自**5年間保管**願います。ほ場全体を撮影し、どのほ場をいつ撮影したか分かるようにして保管してください。
- 「水張り管理簿」を提出した水田は、協議会が衛星写真等で確認を行います。水張りを確認できない場合は、写真の提出をお願いする場合があります。
- 麦の収穫後水張りを行い、JAへ栽培記録管理簿を提出した場合は、栽培記録管理簿の水張り記載部分の写しを**協議会へ提出することで水張り管理簿とすることができます。**
- 水張りをしたうえで、同一作物の連作障害による収量低下が発生した場合は協議会までお知らせください。
- 令和4年度から令和8年度までに一度水張りを行った水田についても、水張りを行った翌年から5年に一度は水張りをしないと対象水田から除外されます。
- 災害復旧や基盤整備事業が実施されている場合は、5年水張りルールは適用されませんので個別にご相談ください。また、畑地化に対する支援も措置しています。転換作物が固定化している農地は畑地化もご検討ください。
- 調整水田（全部・一部）、養魚水田等で水を張った場合も、水張り管理簿等の提出と写真撮影が必要となります。

水稲生産実施計画書及び営農計画書について

令和6年度の「水稲生産実施計画書及び営農計画書」に下の表のように「水稲作付等の最終年」を表示するようにします。

令和4～5年度に水稲作付をした水田と令和5年に水張り管理簿の提出があった水田には「2022」「2023」と西暦で表示してあります。空欄のほ場については令和8年度までに計画的に水稲作付または水張りを行っていただくようお願いいたします。

詳しくは「水稲生産実施計画書記入例」をご覧ください。

「水稲生産実施計画書及び営農計画書」 記載例

土地の表示			水田区分	販別区分	耕作状況	水稲最終	水田面積 (a)	昨年度作付実績			水稲作付面積 (a)	転作面積 (a)
大字名 通称名称	地番	棟番						実施面積 (a)	作物名	植栽年		
伊那	1111	1			自作	2023	10 10	10 10	水稲		10 10	1
伊那	2222	2			借入		11 10	6 10 5 00	水稲 自家用野菜		6 10	5 00
伊那	3333	3			借入	2022	10 10		(収穫年)			10 10
伊那	4444	4			自作		8					

空欄なので、令和8年度までに水稲作付けまたは水張りが必要

【問い合わせ先】

伊那市農業再生協議会

○伊那市役所農政課農業経営係 電話 0265-78-4111 内線 2414,2415

○JA上伊那中部営農センター 電話 0265-96-7925